

食安監発0714第1号
平成23年7月14日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

節電に伴う食品等の温度管理の徹底について

今般の東日本大震災による電力供給の大幅な減少に伴い、電力需給緊急対策本部より「夏期の電力需給対策について」が示され、食品等関係事業者においても様々な節電対策が実施されているところです。

つきましては、牛乳、食肉、魚介類等の食品衛生法に基づき保存基準が定められている食品については、温度管理が適正に実施されるよう、関係事業者に対し周知するとともに、夏期一斉取締り等を通じて監視指導を実施されるようお願いいたします。

なお、参考までに、スーパーマーケットの関係団体においては、会員に対して、節電対策の取り組みの中で、牛乳やその他のチルド飲料等の販売にあたっては、商品自体の温度が、食品衛生法等に定められている温度になるよう、注意を促していることを申し添えます。